

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

令和6年3月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画地区計画 下浜羽川地区計画
- 2 位置および区域
秋田市下浜羽川字下野地内
- 3 縦覧期間
令和6年3月29日から同年4月12日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。
- 4 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで
- 5 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課